

令和6年度

保育施設利用申込みについて

(改訂版)

保育施設とは、保育所(園)・認定こども園(保育利用)のことをいいます。
平成27年4月からスタートした“子ども・子育て支援新制度”では、
保育施設を利用するため、“支給認定”を受ける必要があります。
本冊子では、支給認定や保育施設(主に保育所(園))の利用申込み手続き
についてご案内いたしますので、申込み前によくお読みください。

※なお、認定こども園において適用される制度・仕組みは同じですが、申込みの受付や
利用の決定等については園が行うこととなっており、一部の取扱いについて保育所(園)
と異なります。ご不明な点がございましたらお問い合わせください。



目次

1. 申込みから利用決定までの流れ……………P.2
2. 支給認定について……………P.2・3
3. 申込みに必要な書類等について……………P.4
4. 利用者負担額について……………P.5・6
5. よくあるご質問……………P.7
6. 町内の保育施設……………P.8
7. 参考<<利用調整について>>……………P.9

問い合わせ先

余市町 民生部 子育て・健康推進課 子育て推進グループ

〒046-8546 余市郡余市町朝日町26番地

TEL 0135-21-2122(課内直通)

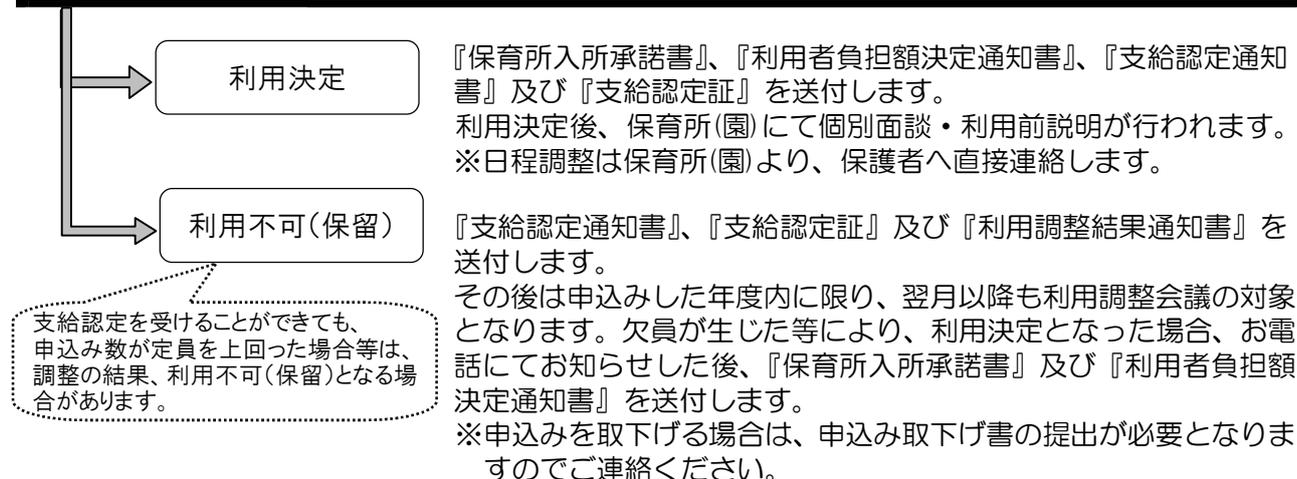
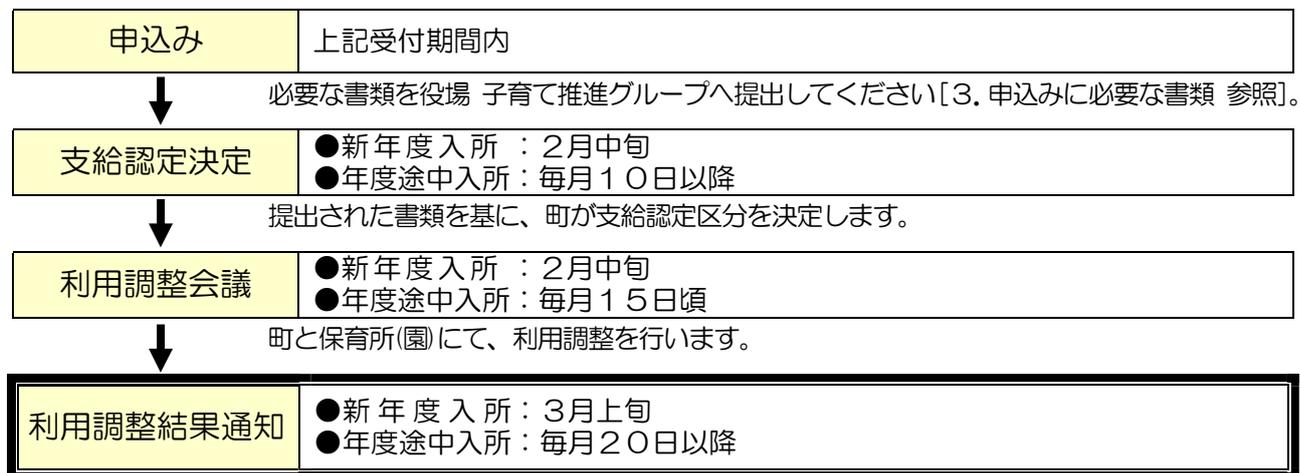
1. 申込みから利用決定までの流れ

☆ 申込み受付期間

- 新年度（令和6年4月）～利用希望の場合……………令和6年1月9日(火)～1月31日(水)
- 年度途中（令和6年5月以降）～利用希望の場合……利用を希望する月の前々月11日～前月10日まで

※土・日曜日、祝日の場合はその直前開庁日まで

☆ 利用決定までの流れ



2. 支給認定について

☆ 支給認定区分

支給認定区分は、年齢・施設の利用目的により、《表1 支給認定区分》のとおり、3つに分けられます。保育施設を利用するためには、2号認定又は3号認定を受けることが必要です。

《表1 支給認定区分》

認定区分	対象	利用できる施設・事業
1号認定	子ども：満3歳以上・教育を希望	幼稚園・認定こども園（教育部分）
2号認定	子ども：満3歳以上・“保育の必要性”の事由に該当	保育所・認定こども園（保育部分）
3号認定	子ども：満3歳未満・“保育の必要性”の事由に該当	保育所・認定こども園（保育部分）

☆ 保育の必要性（保育施設の利用条件）

保育施設を利用できる期間（支給認定の有効期間）や 保育の必要量（1日当たりの最大保育時間）は、《表2 保育の必要性》のとおり、保育の必要性の事由によって異なります。

《表2 保育の必要性》

保育の必要性	有効期間	保育の必要量	
		保育標準時間	保育短時間
① 就労 フルタイム・パート・自営業等で1ヶ月当たり48時間以上就労している	小学校就学前まで※1	月120時間以上就労	月48時間以上 120時間未満就労
② 妊娠・出産 妊娠中又は出産後間もない	出産予定日の8週間前～ 出産日の8週後の翌日 が属する月末まで※2	○	—
③ 疾病・障がい 病気・負傷、又は身体・精神に障がいを有している	小学校就学前まで	○	—
④ 親族の介護・看護 同居又は長期入院している親族等を常時介護・看護している		○	—
⑤ 災害復旧 震災・災害等の復旧にあたっている		○	—
⑥ 求職活動 求職活動を継続的に行っている	利用開始日～90日間	—	○
⑦ 就学 就学している（職業訓練学校等における職業訓練を含む）	卒業(修了)予定日まで	月120時間以上就学	月48時間以上 120時間未満就学
⑧ 虐待・DV 児童虐待を行っているまたは疑われる、配偶者からの暴力により保育が困難	小学校就学前まで	○	—
⑨ 育児休業 育児休業取得時に、既に保育施設を利用している子どもがおり、継続利用が必要	育児休業の対象となる 子どもの1歳の誕生日 の前日まで※3	—	○
⑩ その他 ①～⑨に類する状態として町が認める場合	状況に応じて認定		

※1 慣らし保育を要する期間については、就労開始（復職）日から最長3週間前から認定することができます。

※2 多胎妊娠の場合は、出産予定日の14週間前～出産日の14週後の翌日が属する月末まで。

※3 育児休業の対象となる子どもが、保育施設の入所ができないことにより育児休業の延長を行った場合は、育児休業の終了日まで。

☆ 保育の必要量

保育の必要性の事由により、保育の必要量が保育標準時間と保育短時間に分けられ、1日当たりの最大保育時間が決定します。各保育施設の利用時間の詳細は、[6. 町内の保育施設]をご覧ください。

- 保育標準時間：1日最大11時間まで利用可能
 - 保育短時間：1日最大8時間まで利用可能
- 左記の時間を超えて保育所(園)を利用する場合、(下記図  部分)は時間外保育利用料がかかります。



※月48時間以上120時間未満の就労のため、本来であれば“保育短時間”となる場合であっても、通勤に時間を要する場合、シフト制等により恒常的に保育時間を超えて利用する必要がある場合等、状況により“保育標準時間”の認定を受けることが可能な場合もありますので、ご相談ください。

3. 申込みに必要な書類等について

✿ 全ての方に提出していただく書類

- I. 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書(兼)施設等利用申込書
→利用を希望する子ども1人につき1枚必要です。

II. “保育の必要性”を確認するための書類（以下参照）

→父母それぞれの分が必要です。

※18歳以上65歳未満の同居の親族等が“保育の必要性”の事由に該当する場合は、必要書類を提出してください（提出がない場合は、利用調整の優先度が低くなります）。

保育の必要性	必要書類
① 就労	就労等証明書
② 妊娠・出産	母子手帳の写し(父母の氏名・出産予定日がわかるページ)
③ 疾病・障がい	医師の診断書、障害者手帳の写し等
④ 親族の介護・看護	介護・看護申立書及び対象者の介護保険被保険者証等
⑤ 災害復旧	り災証明書等
⑥ 求職活動	求職活動申立書
⑦ 就学	在学証明書、学生証の写し等
⑧ 虐待・DV	※状況に応じた書類をご案内します
⑨ 育児休業	育児休業取得証明書等
⑩ その他	※状況に応じた書類をご案内します

※上記書類の他、状況によって必要な書類の提出を求める場合があります。

III. 個人番号がわかるもの

→「マイナンバー制度」の開始により、個人番号の記載が必要となります。

Iの施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書(兼)施設等利用申込書に記載が必要となりますので、個人番号がわかるもの(マイナンバーカード等)を持参してください。

✿ 世帯の状況等が当てはまる場合に提出していただく書類

以下、IVについては、利用者負担額を決定するために必要な書類となります。世帯の状況等が当てはまる場合は提出してください。

IV. 多子軽減届出書

→申込対象となる子ども以外に、保護者が監護し生計同一である子どもがいる場合に必要です。
1世帯につき1枚提出してください（提出がない場合は利用者負担額の判定ができません）。

✿ その他

申込み時の状況、世帯状況の確認等のため、上記の他に必要な書類の提出をご案内する場合があります。

※上記I・II・IVの書類は、役場 子育て推進グループ窓口にて配布しております。

4. 利用者負担額について

※保育料について ※令和6年度より一律無償化

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化（国制度）により、市町村民税非課税世帯と3歳以上児世帯は、保育料が無償化されております。

また、令和6年度より、国制度で無償化対象とならない市町村民税課税世帯の3歳未満児についても余市町独自に無償化を行っております（ふるさと納税を活用）。

これにより、**余市町で支給認定を受ける保育施設利用児童については、保育料が一律無償化**されております。

ただし、**3歳以上児については、原則、副食費は実費徴収の対象**（徴収免除制度あり）であり、その他、教材費・行事費などの費用についても、引き続き、保護者の皆様のご負担（実費徴収）となります。料金等については各施設にご確認ください。

参考：保育料無償化における年齢区分について

- 3歳以上児 3～5歳までの児童（満3歳になった次の4月1日（3歳児クラス）～小学校入学前）
- 3歳未満児 0～2歳までの児童（0歳～満3歳になった次の3月31日（2歳児クラス））

参考：利用者負担額基準額について

- 世帯の市町村所得割額は、子どもの扶養義務者のうち、生計同一の父母等の市町村民税所得割額（税額控除前の額）の合計額。
- ひとり親世帯は、階層区分にかかわらず0円
- 次の(1)、(2)に該当する在宅障がい児(者)のいる世帯は「基準額表②」を適用
 - (1) 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている
 - (2) 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障がい基礎年金等の受給者
- 取り消し線の金額は、余市町独自無償化部分のため0円

「基準額表①」

(単位：円/月)

階層区分	定義	3号認定（3歳未満児）		2号認定（3歳以上児）
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税額48,600円未満である世帯（均等割のみ課税世帯含む）	19,500	19,300	0
第4階層	市町村民税所得割課税額48,600円以上97,000円未満である世帯	30,000	29,600	0
第5階層	市町村民税所得割課税額97,000円以上である世帯	44,500	43,900	0

「基準額表②」

(単位：円/月)

階層区分	定義	2・3号認定（3歳未満児）		2号認定（3歳以上児）
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税額48,600円未満である世帯（均等割のみ課税世帯含む）	9,000	9,000	0
第4階層	市町村民税所得割課税額48,600円以上97,000円未満のうち、77,101円未満である世帯	9,000	9,000	0

参考：利用者負担額の算定期間について

利用料については、下図のとおり、4月～8月分を前年度市町村民税に基づき、9月～翌年3月分を当年度市町村民税に基づき算定しております。そのため、年度途中で利用料（基準額）が変更となる場合があります。

なお、余市町では、保育料の一律無償化を行っておりますが、利用料の算定・決定はこのとおり行うことから、『利用者負担額決定通知書』については、これまでどおり送付を行いますので、ご承知おき願います。

利用料の切り替え時期												年度途中の切り替え時期													
令和5年度						令和6年度						令和7年度													
…	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	…
令和5年度の市町村民税に基づき算定 (令和4年分の収入に対する課税額)												令和6年度の市町村民税に基づき算定 (令和5年分の収入に対する課税額)													

※4月1日現在の年齢がその年度の年齢区分となりますので、年度途中で誕生日を迎えて年齢が変わることによる基準額の変更はありません。

参考：多子軽減について

国制度等においては、3歳未満児の保育料が一部無償化されていない一方、下記の多子軽減制度があります。

余市町においては、保育料の一律無償化により、多子軽減による実質的な保育料の軽減効果はありませんが、国制度等の規定から、対象となる世帯については、引き続き「多子軽減届出書」の提出が必要となります。

階層区分等	児童数の考え方
第2～4階層 または 在宅障害児（者）のいる世帯	保護者が監護し、生計同一である子ども等（年齢制限なし）のうち、最年長の子ども等から順に2人目以降は無料（0円）。
第5階層	同一世帯で、2人以上の小学校就学前の子どもが保育所（園）、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児入所施設又は通所施設を利用している場合、そのうち、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料（0円）。

☆副食費について ※3歳以上児が該当

保育所の給食の材料にかかる費用（副食費）については、「保育所等を利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様にその費用を負担することが原則」とされていますので、無償化後も、原則、保護者の皆様のご負担となります（なお、3歳未満児の副食費は保育料に含まれる取扱いです。）。

副食費の徴収免除対象（保育施設利用の場合）

- 年収 360 万円未満相当の世帯
- 全ての世帯の未就学児の中で 3 人目以降の児童

※徴収免除対象の児童については、『利用者負担額決定通知書』と併せて、『副食費徴収免除のお知らせ』を送付します。

副食費の納付方法

●私立施設

児童が在籍する施設へ直接納付してください。納付方法等は各施設へお問い合わせください。

●町立保育所

余市町が徴収（原則、口座振替）します。保育所の利用決定後、役場子育て推進グループ（ゆうちょ銀行を指定する場合、郵便局）にて口座振替等の手続きを行ってください。

口座振替日は毎月25日（土・日曜日、祝日の場合は翌営業日）です。

前月末頃までに口座振替の手続きがされていない方には、15日頃に納付書を送付しますので、納期限内に指定金融機関またはコンビニエンスストア等で納付してください。

5. よくあるご質問

Q. 申込みが早ければ、優先的に利用できますか？

A. 利用調整は先着順ではなく、町が定めた利用調整基準指数表（世帯の就労状況や家族構成等による加減）に基づき行われます。

申込み数や空き状況によっては、第2・第3希望の保育所(園)への利用調整、又は調整不可となる場合もありますのでご了承ください（支給認定を受けることができて、保育所(園)が利用できない場合があります）。

Q. 余市町に転入予定ですが、申込みはできますか？

A. 転入予定の場合でも申込みは可能です。通常の申込み書類の他に、『転入誓約書』を提出していただきます。申込書類を取りに来ることができない場合は、郵送することも可能ですのでご相談ください。

Q. 慣らし保育の期間はどのくらいですか？

A. お子さんの様子に合わせて少しずつ保育時間を長くしていくこととなりますので、概ね2～3週間とご案内しております。そのため、実際に保育が必要となる日（育児休業明けの復職日等）の約3週間前～の利用申込みが可能です。

新年度の申込みの場合で、4月1日までに慣らし保育が必要な場合は、一時預かり保育を利用する方法や、前年度3月の途中入所の申込みをする方法等がありますので、ご相談ください（途中入所については、空き状況により調整不可となる場合もありますのでご了承ください）。

Q. 町外の保育所(園)を利用したいのですが、どこに申込みをするのですか？

A. 申込み先は余市町です。余市町が支給認定を行い、受入れ先の市町村と調整いたしますので、ご相談ください。

Q. 保育所(園)の見学はできますか？

A. 町内のすべての保育所(園)で可能です。

随時見学を受け付けておりますので、各保育所(園)に直接お電話のうえ、日時等をご相談ください。

Q. 利用にあたり、準備する物を教えてください。

A. 準備していただく物は、子どもの年齢や利用施設等によって異なりますので、利用決定後、各保育所(園)において行われる個別面談の際に、保育所(園)より直接ご説明いたします。

<参考>教育施設の利用について

保育施設と教育施設（幼稚園・認定こども園（教育利用））の利用料の違いなど、お問い合わせの多い1号認定についての情報です。

❖ 申込み方法

申込みに関する書類の配布や提出先については各施設にて行っております。詳細につきましては直接各施設にお問い合わせください。申込み後、役場より支給認定通知書などを交付いたします。

❖ 利用料の無償化

教育施設を利用する方については、利用する全ての方が無償化の対象となります（国制度による）。

❖ 副食費について（教育施設利用の場合）

幼稚園の給食の材料にかかる費用（副食費）については、無償化後も原則、保護者の皆様のご負担となります。ただし、年収360万円未満相当の世帯と全ての世帯の小学校3年生までの子どもの中で3人目以降の児童については、副食費が免除されます。

※2・3号の児童とカウント方法が異なります。

6. 町内の保育施設



☆①大川保育所 <町立>

- ◆住所 余市町大川町1 2丁目3番地2
- ◆電話番号 0135-23-6015
- ◆利用定員 60名
- ◆受入可能月齢 概ね10ヶ月以降(子どもの発育状況による)
- ◆保育時間 保育標準時間 7:30~18:30【延長保育 18:30~19:00】
保育短時間 8:00~16:00【時間外(延長)保育 7:30~8:00、16:00~18:30】
- ◆その他 延長保育事業有

☆②中央保育所 <町立>

- ◆住所 余市町美園町4 3番地3 6
- ◆電話番号 0135-22-2159
- ◆利用定員 60名
- ◆受入可能月齢 概ね10ヶ月以降(子どもの発育状況による)
- ◆保育時間 保育標準時間 7:30~18:00【延長保育なし】
保育短時間 8:00~16:00【時間外(延長)保育 7:30~8:00、16:00~18:00】
- ◆その他 一時預かり事業有

☆③ほうりゅうじ保育園 <私立>

- ◆住所 余市町沢町5 丁目80番地
- ◆電話番号 0135-22-2401
- ◆利用定員 80名
- ◆受入可能月齢 概ね10ヶ月以降(子どもの発育状況による)
- ◆保育時間 保育標準時間 7:30~18:30【延長保育 18:30~19:30】
保育短時間 8:30~16:30【時間外(延長)保育 7:30~8:30、16:30~19:30】
- ◆その他 延長保育事業・一時預かり事業有

☆④認定こども園杉の子幼稚園(保育部分) <私立>

- ◆住所 余市町黒川町1 5丁目2番地2
- ◆電話番号 0135-23-4654
- ◆利用定員 26名
- ◆受入可能月齢 1歳6ヶ月以降
- ◆保育時間 保育標準時間 8:00~18:00【延長保育なし】
保育短時間 8:00~16:00【時間外(延長)保育 16:00~18:00】

※支給認定・利用料等については他の保育施設と同様ですが、利用申込み・決定については園で行います。

7. 参考 <<利用調整について>>

✿ 利用調整基準指数表

認定を受けた父・母の保育の必要性の事由について細分化された状況等を下記表に当てはめ、父母それぞれの基本指数を算出します。父母の基本指数を合算したものに、該当する調整指数を加減したものを児童の利用調整基準指数とし、指数の高い児童から順に決定します。指数が同数となった場合は、下記“優先順位”の高い児童から順に決定します。

★基本指数

就労※	家庭外労働	外勤	正規職員	140時間以上	50
				140時間未満	45
			非正規職員	140時間以上	45
				120時間以上	35
				100時間以上	30
				99時間未満	25
		本人	140時間以上	45	
			120時間以上	40	
			100時間以上	30	
			99時間未満	25	
			家族従事	140時間以上	40
				120時間以上	35
	100時間以上	25			
		99時間未満	20		
	家庭内就労	本人	本人	140時間以上	40
				120時間以上	35
				100時間以上	25
				99時間未満	20
140時間以上				35	
家族従事			120時間以上	30	
			100時間以上	20	
			99時間未満	15	
			内職		20
			妊娠・出産	出産予定日の8週間～出産日の8週後の翌日の属する月末まで	
疾病・障がい	疾病	おおむね1か月以上の入院		50	
		常時病臥床			
		精神疾患・感染症・特殊疾病			
		1か月以上の加療(安静)を要する			
	障がい	その他(療養・定期的通院)		30	
		障がい	身体障害者手帳2級以上		50
精神障害者保健福祉手帳1・2級					
療育手帳A判定					
身体障害者手帳3級以下					
介護・看護	在宅	精神障害者保健福祉手帳3級		40	
		療育手帳B判定			
		常時、観察・介護を要する			
	入院	ADLに恒常的な介護を要する			40
その他		25			
求職活動	入院中の親族の監護を要する		20		
	求職活動を行っている		15		
就学	保育所利用決定後、求職活動を行う		5		
	就労のための通学(週5日以上)		40		
虐待・DV	その他		20		
	状況に応じて加算		10～50		
災害復旧	火災等による家屋の損傷・その他災害復旧活動中		45		
その他	状況に応じて加算				

※就労と認定を受けた場合であっても、保育所利用決定後採用の場合は、各該当指数から－10として取り扱う

★調整指数

A	ひとり親世帯(同居の親族・その他の者がいない場合)	80	
B	ひとり親世帯(同居の親族・その他の者がいる場合)	70	
C	生活保護受給世帯(就労認定の場合)	25	
D	認可外保育施設を利用する等の理由で既に就労を開始し、その理由が一時的なものであり正当なものである場合	正規職員	25
		非正規職員	20
E	保護者が産休または育児休業から復職予定である場合	20	
F	弟・妹の出生により保護者が育児休業取得のため退所したのち、育児休業終了にともない再度利用を申込み場合	正規職員	15
		非正規職員	30
G	兄弟姉妹が別の施設を利用しており、いずれかが在籍する施設への移動を申し込んでいる場合	5	
H	兄弟姉妹が同時に利用を希望する、すでに兄弟姉妹が利用している施設を希望する場合	5	
I	保育士等として、市内の保育所等に勤務している(する)場合	30	
J	65歳以下の同居の祖父母(未就労)がいる場合	-20	
K	65歳以下の町内在住の祖父母(未就労)がいる場合	-10	
L	兄弟姉妹に保育所等への利用および利用申込みのない未就学児童がいる場合(介護・看護の対象児を除く)	-30	
M	町外在住の場合	-50	
N	調整指数の加減に調整を要すると町長が認めた場合	状況に応じて加減	

★優先順位

- ①緊急性が高く、特別な配慮が必要と認められる世帯
- ②町内在住者
- ③新規申込み(転所希望ではない)の場合
- ④ひとり親世帯
- ⑤産休・育児休業からの復職の場合
- ⑥町内在住の祖父母等親族がいない場合
- ⑦申込み児童が2名以上いる場合
- ⑧過去に利用者負担の滞納がない世帯
- ⑨利用開始希望月から6か月以上を経過している場合
- ⑩市町村民税所得割額の少ない世帯順

<<注意事項>>

- ・就労時間は、提出された就労等証明書に記載された時間とする
- ・育児休業とは、育児・介護休業に関する法令に基づく育児休業を取得している場合のみ該当とする
- ・調整指数について、E・FおよびG・Hは重複適用しない
- ・児童福祉の観点から適切な保育の提供が必要であると判断される特別な事情がある場合は、上記指数等によらず、審査の後、利用調整を行う場合がある